

日本学術会議・安全保障と学術に関する検討委員会
第 9 回委員会資料 1 抜粋、第 10 回委員会資料 3

審議経過の中間とりまとめ

2017 年 1 月 23 日

日本学術会議・安全保障と学術に関する検討委員会

専門家へのヒアリングを含む委員会における 8 回の審議、および日本学術会議総会や各部会等における会員らの議論を通じて、以下の諸点が明確となってきた。本文書は、本検討委員会の審議経過の中間とりまとめである。

1 科学者コミュニティの独立性

- ① 日本学術会議が 1949 年に創設され、1950 年に「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」旨の声明を発し、1967 年には同じ文言を含む「軍事目的のための科学研究を行なわない声明」を出した背景には、科学者コミュニティの戦争協力への反省と、再び同様の事態が生じることへの懸念があった。
- ② 科学者も戦争に動員されたに過ぎず、責任はないという立場に立てば、科学者コミュニティが反省する理由はない。戦後の日本の科学者たちは、動員されたこと自体に責任があると考えた。科学者コミュニティが政府からの独立性を確保できなかったことを反省し、独立性を確立することを目指したのである。
- ③ 科学者コミュニティが追求すべきは、何よりもまず、学術の健全な発展であり、学術の健全な発展を通して社会からの負託に応えることである。
- ④ 安全保障概念は大きく国家の安全保障と人間の安全保障に区分され、さらに前者が政治・外交的な手段による安全保障と軍事的な手段による安全保障とに区分される。
- ⑤ 一般に、学術の健全な発展への影響について慎重な検討を要するのは、このうち、軍事的な手段による国家の安全保障の分野である。この分野にかかわる研究を、ここでは軍事的安全保障研究と呼ぶ。日本における防衛装備技術の研究もここに含まれる。
- ⑥ 日本学術会議において、安全保障と学術との関係について検討する際の焦点は、軍事的安全保障研究の拡大・浸透が、学術の健全な発展に及ぼす影響である。
- ⑦ 日本学術会議はすべての科学者の代表機関であるが、問われているのは、従来は軍事的安全保障研究にほとんど携わってこなかった大学等の研究機関において、軍事的安全保障研究が拡大・浸透することをどう考えるかである。政府機関、企業等と、学問の自由を基礎とする大学等の研究機関とでは、所属する科学者と機関・組織との関係が質的に異なる。ここでは、主として大学等の研究機関における研究のあり方について検討する。

2 学問の自由と軍事的安全保障研究

- ① 学問の自由とは、真理の探究を主目的とする学術研究の自由であり、学術研究が、さまざまな権威の中でもとりわけ政府によって制約されたり政府に動員されたりしがちであるという歴史的な経験をふまえて、学術研究の自主性・自律性を担保する必要がある。
- ② 研究の適切性について、学術的な蓄積にもとづいて科学者コミュニティが規範を定め、コミュニティとして自己規律を行うことは、個々の研究者の学問の自由を侵すものではない。
- ③ 人権・平和・福祉・環境などの普遍的な価値に照らして研究の適切性を判断し、自己規律を行うことを通じて、それらの価値の実現を図ることは、科学者コミュニティの責務である。
- ④ 学術研究は、個々の研究者の自発的な研究意欲と、科学者コミュニティ内部の相互評価を基盤として行われるべきである。政府の各部門がそれぞれの行政目的に照らして行う研究助成・研究委託も重要であるが、それらが全体として、学術研究のバランスある発展をゆがめる結果につながらないように注意が必要である。
- ⑤ 軍事的安全保障研究の分野では、研究の期間内および期間後に、研究の方向性や秘密性の保持をめぐる、政府による研究者の活動への介入が大きくなる懸念がある。
- ⑥ 防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」（2015 年度発足）は、研究委託の一種であり、将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、外部の専門家でなく職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入の度合いが大きい。

3 民生的研究と軍事的安全保障研究

- ① 民生的研究と軍事的安全保障研究との区別が容易でないのは確かである。それは科学技術につきまとう問題である。
- ② 軍事的安全保障研究に含まれるのは、ア) 軍事利用を直接に研究目的とする研究、イ) 研究資金の出所が軍事関連機関である研究、ウ) 研究成果が軍事的に利用される可能性がある研究、等である。範囲が広く、どこまで含まれるか判断が特に難しいのはウ) のカテゴリーであり、慎重な対応が求められる。
- ③ 基礎研究であれば一律に軍事的安全保障研究にはあたらないわけではなく、軍事利用につなげることを目的とする基礎研究は軍事的安全保障研究の一環であると考えられる。

- ④ いわゆるデュアル・ユースとは、民生的研究と軍事的安全保障研究とを区別した上で、両者の間の転用に注目する考え方である。
- ⑤ 軍事的安全保障研究から民生的研究への転用（スピンオフ）の効果が喧伝されてきたが、アメリカ等では軍事的安全保障研究予算の比率が高まる中で、民生的分野でも可能な研究が軍事的安全保障研究予算により行われた面があるとも指摘されている。
- ⑥ 民生的研究から軍事的安全保障研究への転用（スピンオン）が近年期待されるようになっているが、学術研究にとって重要なのは、民生的分野自体における基礎研究の充実である。
- ⑦ 戦後日本では、民生的分野を中心として学術研究が発展し、社会に貢献してきた。
- ⑧ 科学者が、自らの研究成果がいかなる目的に使用されるかを全面的に管理することは難しい。研究の「出口」を管理しきれないからこそ、「入口」において慎重な判断を行うことが求められる。

4 安全保障と軍事的安全保障研究

- ① 安全保障をめぐっては、人間の安全保障と国家の安全保障との関係、自衛権の範囲、憲法との関係等に関し、さまざまな考え方が対立し錯綜している。こうした政治的事項について、日本学術会議として意思決定することは適切ではない。
（こうした事項について日本学術会議として意思決定しなければ、軍事的安全保障研究のあり方について議論できない、との意見もあり）
- ② 仮に国家の安全保障のあり方について合意が得られても、大学等における軍事的安全保障研究についての立場は分かれる。自衛権についてどう考えるかという問題と、大学等における軍事的安全保障研究についてどう考えるかという問題とは直結するものではなく、後者は研究の独立性・公開性など、学術研究に及ぼす影響を総合的に検討した上で判断されるべきものである。
（自衛権を認めるなら大学等における軍事的安全保障研究もいちがいに否定できないのではないか、との意見もあり）
- ③ 同様のことは、国家の安全保障上密接な関係にある外国の軍事関連機関等からの研究資金との関係でもいえる。安全保障上の関係についてどう考えるかと、大学等の研究機関における軍事的安全保障研究についてどう考えるかは直結するものではなく、後者は学術研究に及ぼす影響を総合的に検討した上で判断されるべきである。
- ④ 軍事的安全保障技術の内部で、自衛目的の技術と攻撃目的の技術とが区別でき、自衛目

的の技術研究は認められるとの意見があるが、自衛目的の技術と攻撃目的の技術との区別は困難な場合が多い。

5 研究の公開性

- ① 学術の健全な発展にとっては、科学者の研究成果が広く公開され、科学者コミュニティによって共有されることが重要である。
- ② 軍事的安全保障研究については、研究の過程でも研究後の成果に関しても、秘密性の保持が高度に要求されがちであり、アメリカ等の研究状況に照らしても、自由な研究環境の維持について懸念がある。
- ③ 軍事的安全保障研究が企業等を経由した産学共同の形で進めば、研究の透明性が低下する懸念もある。しかし、企業等と連携する産学共同の場合と、公権力を有する政府が直接に関係する軍事的安全保障研究とでは、研究の過程および研究後の成果利用につき、研究者が受ける制約の程度が大きく異なる。また、産学共同の場合、研究成果は知的財産等の形で公開される場合が多い点で、秘密性が重視される軍事的安全保障研究とは、公開性に関して差異がある。
- ④ 軍事的安全保障研究を含む先端的な研究領域では、研究成果の海外での軍事的応用を防ぐため、輸出管理規制等が行われる。アメリカでは、輸出規制の対象とする研究を一部に限定する等の対策もとられているが、日本では未整備であり、そうした状況のまま軍事的安全保障研究が推進されれば混乱が生じかねない。
- ⑤ 軍事的安全保障研究を導入することで、大学等における海外の研究者や留学生等との国際的な共同研究に支障が出ないか、自由で開かれた研究環境や教育環境が維持できるか、学生や若手研究者の進路が限定されないか等の懸念もある。

6 科学者コミュニティの自己規律

- ① いかなる研究が適切であるかについては、学術的な議論の蓄積にもとづいて、科学者コミュニティにおいて一定の共通認識が形成される必要がある。科学者コミュニティは、学術研究のあるべき姿について考え続け、議論を進めて行く必要がある。そうした議論の場を提供する上で、科学者を代表する機関としての日本学術会議の役割も大きい。
- ② 生命科学分野の研究倫理規制はすでに広く行われており、わが国では原子力の軍事利用にかかわる研究は、「非核三原則」や法律に加えて学協会の自己規律によっても禁止されている。物理分野においては、軍事的安全保障研究についての自己規律が試みられてきた。

- ③ 科学者の研究成果は、時に科学者の意図を離れて軍事目的に転用され、場合によっては攻撃的な目的のためにも使用されうる。大学等の各研究機関は、施設・情報・知的財産等の管理責任を有し、自由な研究環境や教育環境を維持する責任を負うことから、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究については、その適切性について、目的・方法・応用の妥当性の観点から、技術的・倫理的に審査する制度を設けることが望まれる。
- ④ それぞれの分野の学協会等において、それぞれの学術分野の性格に応じて、ガイドライン等を設定することも求められる。

7 研究資金のあり方

- ① この間の国立大学の運営費交付金削減等により、基礎研究分野を中心に研究資金不足が顕著となっている。そうした中、軍事的安全保障研究予算により、研究資金が増加することへの期待が一部にある。
- ② しかし、一般に軍事関係予算は経済合理性等による制約を受けにくいので、軍事的安全保障研究予算が拡大することで、他の学術研究を財政的に圧迫し、ひいては基礎研究等の健全な発展を妨げるおそれがある。
- ③ 学術の健全な発展のためには、民生的な研究資金を充実させて行くことが必要である。

日本学術会議における 意思の表出について

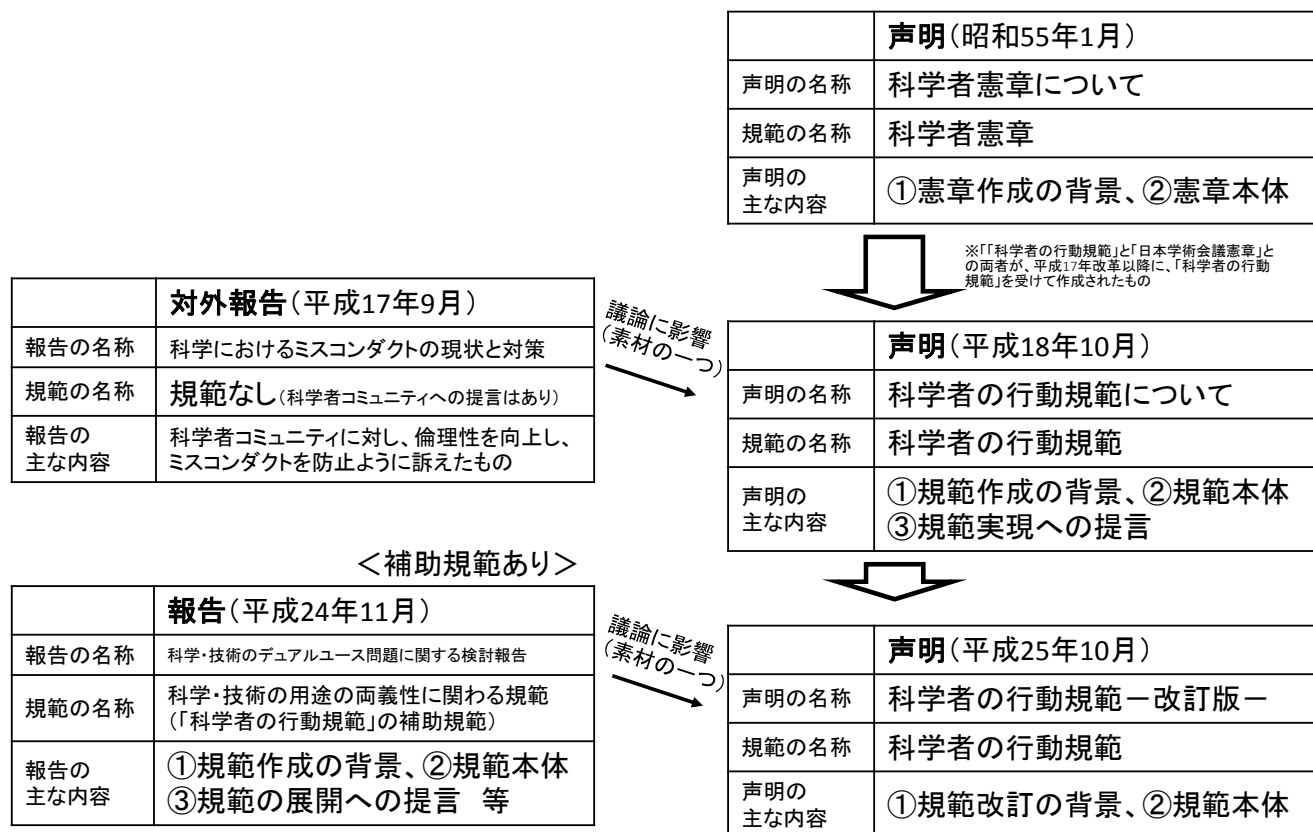
平成29年2月15日
日本学術会議事務局企画課

日本学術会議の「意思の表出^(※1)」の類型

	種類	表出主体	定義
「実現を望む」 側面が強い	勧告	学術会議	日本学術会議法の規定に基づき政府に勧告するもの
	要望	学術会議	日本学術会議が政府及び関係機関等を実現を望む意思表示をするもの
	提言	委員会等 ^(※2)	委員会等 ^(※2) が実現を望む意見等を発表するもの
政府等からの 依頼への対応	答申	学術会議	政府からの諮問(法に基づくもの)に対し、意見を具申するもの
	回答	学術会議	関係機関からの審議依頼(法に基づく「諮問」を除く)に対し、日本学術会議が回答するもの
その他 (要望的事項を含むことも可)	声明	学術会議	日本学術会議がその目的を遂行するために特に必要と考えられる事項について、意見等を発表するもの
	報告	委員会等 ^(※2)	委員会等 ^(※2) の審議結果を発表するもの

(※1) 本学術会議会則においては、要望・声明・提言・報告・回答の5つを、「意思の表出」としている(狭義の意思の表出)。
ただし本資料では、会則の「意思の表出」に加え、法律に一定の根拠を持つ勧告・答申も含めて「(広義の)意思の表出」としている。
(※2) この資料で「委員会等」とは、部、委員会、分科会、若手アカデミーを指す。

科学者の倫理・規範に関する過去の主な報告・声明



3

過去の「意思の表出」の議決手続き(例)

- 意思の表出の案の「提案者」は、意思の表出の案を審議した会議体の長が担当するのが通常。
○総会に議案を提出できるのは「会長」又は「副会長」又は「30人以上の会員」(日本学術会議細則)。

議決時期	声明等の名称	声明等を審議した 会議の名称	声明等の 提案者	議決した 会議
平成18年	声明「科学者の行動規範について」	科学者の行動規範に関する検討委員会	委員長 兼副会長	総会
平成19年	声明「博物館の危機をのりこえるために」	学術・芸術資料保全体制検討委員会	委員長	幹事会
平成20年	声明「日本学術会議憲章」	憲章起草委員会	委員長 兼副会長	総会
平成21年	要望「宇宙科学推進に関する要望」	物理学委員会	委員長	幹事会
平成22年	提言「日本の展望－学術からの提言2010」	日本の展望委員会	委員長 兼会長	総会
平成22年	勧告「総合的な科学・技術政策の確立による科学・技術研究の持続的振興に向けて」	幹事会（日本の展望委員会の検討に基づき、幹事会で審議）	会長 ※幹事会の議長	幹事会
平成25年	声明「科学者の行動規範-改訂版-」	日本学術会議改革検証委員会（下部の分科会で審議し、委員会で取りまとめ）	委員長 兼会長	幹事会

※平成17年以降の学術会議が表出主体である意思の表出(勧告、要望、声明等)の全てを記載。
加えて、委員会等が表出主体である意思の表出(提言・報告等)のうち、総会で議決した1件(日本の展望)を記載。

4

安全保障と学術に関する委員会における 「意思の表出」の議決に関する主な選択肢

	意思の表出の種類 (表出主体)	意思の表出案を 審議する会議	提案者	議決する 会議
案1	声明等 (表出主体が学術会議)	委員会 (安全保障と学術に 関する検討委員会)	委員長	幹事会(※1)
案2	報告等 (表出主体が委員会等)	委員会 (安全保障と学術に 関する検討委員会)	委員長	幹事会(※1)
案3	声明等 (表出主体が学術会議)	幹事会 (委員会の検討に基づき、 幹事会が意思の表出案を審議)	会長 (幹事会の議長)	総会(※2)

○以上はあくまで例であり、規定上はその他にも選択肢が存在。

(※1) 幹事会が「意思の表出(案)」を議決する前に、総会で意見交換(審議経過報告等)を行うことは可能

(※2) 総会に議案を提出できるのは「会長」又は「副会長」又は「30人以上の会員」(日本学術会議細則)

5

(参考) 日本学術会議細則

(常置の委員会の設置)

第10条 機能別委員会は、別表第2のとおり設置することとし、運営に関する事項は、幹事会が定める。

別表第2

委員会名	委員長	職務
選考委員会	会長	会員及び連携会員の選考(会則第8条)
科学者委員会	会則第5条第1号に規定する職務を行う副会長	科学者の在り方、人権及び自由交流に関する事、科学における男女共同参画に関する事、会員及び連携会員の辞職(会則第9条第3項、同第13条第2項)、会員及び連携会員の退職(会則第10条第2項、同第14条第2項)、地区会議に関する事、日本学術会議協力学術研究団体に関する事、その他科学者間の連携に関する事
科学と社会委員会	会則第5条第2号に規定する職務を行う副会長	勧告、要望及び声明の内容等の検討(幹事会決定事項)、総合科学技術・イノベーション会議との連携に資するための審議課題の検討、国民の科学に対する理解の増進、その他学術会議と政府、社会及び国民等との関係に関する事
国際委員会	会則第5条第3号に規定する職務を行う副会長	学術会議における国際活動の調整、その他学術会議の国際的対応に関する事

6

安全保障と学術に関する検討委員会の検討結果にもとづく意思の表出について

2.24 2017

検討委員会委員長 杉田 敦

現状とご提案

- ・前回委員会（2月15日）にて「中間とりまとめ」を議決により承認。次回委員会（3月7日）において、「中間とりまとめ」をふまえて、意思の表出（声明、報告）内容を確定の予定。
- ・査読（科学と社会委員会）を経て、次回の幹事会（3月24日）において審議をお願いする予定。
- ・同幹事会において、委員会案を日本学術会議としての意思の表出の案として総会に提案することをご決定願いたい。
- ・総会（4月13－14日）において、提案者・会長、説明者・委員長で審議の上、挙手による採決をお願いしたい。

論点

- ・会員の関心、および社会的関心がきわめて高いテーマであり、総会・部会等における学術会議全体としての議論も積み重ねてきた。決定の正統性・透明性という見地からも幹事会決定より総会決定が望ましい。
- ・日本学術会議会則19条1号により、「意思の表出に関する事項」に関する権限が総会から幹事会に委任されているが、この規定は、総会が最高意思決定機関として、「意思の表出に関する事項」に関する固有の権限を留保することを排除していない（一般の行政機関と異なる日本学術会議につき、行政法上の委任概念でなく、民法上の委任概念および団体法的理解を適用可能）。
- ・仮に上記につき留保されていないと解したとしても、個別事案において、受任機関（幹事会）がその権限行使を他の機関（総会）に委ねること（再委任）は可能。
- ・委員会案を総会で採択した有力な前例が存在する（次項参照）。

前例（「日本の展望」（2010）の決定手続き）

- ・委員会が査読済最終案を幹事会に提出
- ・幹事会（3月25日）で、「提言「日本の展望・学術からの提言 2010」について、総会に提案することが承認された」（議事要旨より）
- ・総会（4月5日）、提案者は委員長兼会長（金沢氏）。説明者・質疑担当者は起草分科会委員長（広渡氏）。挙手による採決により可決。

以上